

## 所有者不明土地の利用促進等を求める意見書

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされました。さらに、一般財団法人国土計画協会の所有者不明土地問題研究会は、このままでは2040年に北海道本島の面積に迫る約720万ヘクタールの所有者不明土地が発生すると推計しています。

現行の所有者不明土地への対応策としては、土地収用法における不明裁決制度があり、所有者の氏名または住所を過失なくして知ることができない場合、その調査内容を記載した書類を添付することで収用裁決の申請ができますが、所有者の探索を初めとした手続に多大な時間と労力が必要となる場合があります。

また、民法上の不在者財産管理制度もありますが、地方公共団体がどのような場合に財産管理を申し立てられるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上る場合、手続に多大な時間と労力がかかります。

このように、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化や所有者不明土地の利用促進等を図るための制度を構築すべきです。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
2. 土地所有権の放棄の可否や、利用者がいない土地の管理責任の所在等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
3. 探索範囲を限定し、有益な所有者情報へのアクセスを認めるなど、所有者の探索の合理化を図ること。
4. 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
5. 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業への利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月28日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

財務大臣

総務大臣

法務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣